［令和５年７月３日適用］

土　砂　搬　入　注　意　事　項

横須賀三浦地区建設発生土地区連絡協議会
公益財団法人 神奈川県都市整備技術センター

長坂受入地の利用にあたり次の事項を遵守して下さい。

1　受入時間

月曜日～金曜日（土・日曜日、祝祭日、お盆、年末年始、雨天等荒天時は受入休止です）
４月～３月　９時から 16 時まで（12 時～13 時は受入休止です）
（長坂地区への入口ゲートの開放時間は８時 30 分～16 時 30 分です）

※土砂搬入日及び前日が雨天の場合は、当日の搬入前に受入れ可能か確認してください。

管理会社：ミツワ建設株式会社
連 絡 先：TEL 046-856-3331　FAX 046-856-7284
E-mail mitsuwa@rc5.so-net.ne.jp　**受入状況確認専用ダイヤル　090-2497-7646**

2　受け入れできない土砂の基準等

(1)神奈川県**「横須賀市長坂受入地へ公共建設発生土を搬出する工事に係る土砂検定基準」の基準値を超過**している土砂
(2)**産業廃棄物（アスファルト・コンクリート屑、ガラス・金属屑、瓦・陶管屑、有害物質・塵芥等、）一般廃棄物（木屑等）が混入**している土砂
(3)水切り処理等の処置をしていない**高含水比の土砂**（建設発生土第１～３種の土質性状で**コーン指数 400KN/m2 以下**のもの）
(4)**最大粒径 100㎜ 以上**の自然石を含む土砂（最大粒径を超える場合は小割すること）
(5)土砂搬入整理券を持っていない車両の土砂（搬入整理券切り離しも不可）
(6)積載荷姿が荷台からはみ出している**過積載車両の土砂**（あおりから５㎝を超えるもの）
(7)原則、改良土の搬入は受付けしません。ただし、石灰系改良材で改良された土砂の搬入を希望される場合は、事前相談をお願いします。
問合せ先：(公財)神奈川県都市整備技術センター　工務第一課　電話 0467-58-2936

3　土砂搬入についての厳守事項

(1)工事現場から搬出する前に産業廃棄物等が混入していないか安全確認を徹底して下さい。
(2)受入地内においては、現場係員の指示に従ってください。
(3)道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を厳守してください。**（過積載車両、産業廃棄物等積載車両の受入不可）**
(4)違法に改造を加えている車両の受入不可（差し枠含む）
(5)受入地までの交通状況及び受入時間を考慮して搬入してください。**（時間外の受入不可）**
(6)受入地周辺において、騒音、粉塵、泥落等で迷惑をかけないようにしてください。
(7)土砂搬入時は指定された制限速度を遵守してください。
(8)受入地への搬入ルートは別図のとおりです。**（指定されたルート以外の搬入経路は通行不可）**
・県道 27 号（横須賀葉山）からは、平作４丁目交差点を折進し、市道坂本芦名線を経由してエコミル入り口交差点から進入してください。
・県道 26 号(横須賀三浦)からは、山科台入口交差点を経由して進入して下さい。
・受入量によっては、搬入ルートについて調整させていただく場合があります。
(9)受入地開場前、昼休み時間帯において、周辺道路に駐車し、待機する行為は道路利用者の迷惑になるので絶対にやめてください。

4　受入地内の荷下ろしの手順

(1)現場係員の指示に従って一旦停止してください。
(2)土質、土量を確認した後、土砂搬入整理券（切り離し無効）を手渡してください。
(3)現場係員が指示した位置へ土砂を静かに下ろしてください。(受入地内走行中は速度、一旦停止等の標識に従って走行してください)
(4)受入地から退場する際は、場内に設置された**タイヤ泥落とし装置を通過**し、タイヤ等の泥を十分落としてください。また、一般道へ合流の際は十分注意してください。

5　土砂搬入整理券の取扱いについて

(1) 土砂搬入整理券は紛失しないよう管理してください。(受入後の半券含む)
(2) 搬入時に土砂搬入整理券の裏面に車番(4 桁)と搬入時間を記載してください。
(3)土砂搬入整理券は、土砂搬入時に受入地係員から受付印を受領してください。
(4)工事完成検査においては、土砂搬入整理券の半券にて受験して下さい。(半券が搬入証明となります)

6　その他

(1)土砂搬入承認書の内容を遵守してください。
(2)当受入地にて定められた工程表等の書類を搬入前に必ず提出してください。
(3)その他、不明なことは次の連絡先までお願いします。
公益財団法人 神奈川県都市整備技術センター　工務第一課　電話 0467-58-2936

【別図】搬入ルート（赤太実線）

